一般社団法人全国銀行協会 御中

金融庁監督局銀行第一課

身寄りのない方の遺留金のうち、預貯金の取扱方法の明確化について

標記については、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和2年 12月18日閣議決定。以下「対応方針」という。)において、「市町村長(特別区 の長を含む。)が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務(墓地、 埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法11条から15条)に ついては、預貯金も遺留金銭に含まれることを明確化し、地方公共団体及び各金融 機関に令和2年度中に通知する。」とされたところです。

厚生労働省においては、今般、対応方針を踏まえ、亡くなられた身寄りのない方の預貯金についても、市町村長(特別区の長を含む。)が現金化し、行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治 32 年法律第 93 号)第 11 条(墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号)第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。)に基づき火葬等の費用に充てることができることを別添「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」により、改めて地方公共団体に周知しておりますので、貴協会におかれましても、各金融機関に対し、「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」の内容について、周知をお願いいたします。

一般社団法人全国信用金庫協会 御中

金融庁監督局銀行第二課協同組織金融室

身寄りのない方の遺留金のうち、預貯金の取扱方法の明確化について

標記については、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和2年12月18日閣議決定。以下「対応方針」という。)において、「市町村長(特別区の長を含む。)が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務(墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法11条から15条)については、預貯金も遺留金銭に含まれることを明確化し、地方公共団体及び各金融機関に令和2年度中に通知する。」とされたところです。

厚生労働省においては、今般、対応方針を踏まえ、亡くなられた身寄りのない方の預貯金についても、市町村長(特別区の長を含む。)が現金化し、行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治 32 年法律第 93 号)第 11 条(墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号) 第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。)に基づき火葬等の費用に充てることができることを別添「手引き」により、改めて地方公共団体に周知しております。

貴協会におかれましても、加盟金融機関に対し、別添「手引き」の内容について、周知をお願いいたします。

一般社団法人全国信用組合中央協会 御中

金融庁監督局銀行第二課協同組織金融室

身寄りのない方の遺留金のうち、預貯金の取扱方法の明確化について

標記については、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和2年12月18日閣議決定。以下「対応方針」という。)において、「市町村長(特別区の長を含む。)が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務(墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法11条から15条)については、預貯金も遺留金銭に含まれることを明確化し、地方公共団体及び各金融機関に令和2年度中に通知する。」とされたところです。

厚生労働省においては、今般、対応方針を踏まえ、亡くなられた身寄りのない方の預貯金についても、市町村長(特別区の長を含む。)が現金化し、行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治 32 年法律第 93 号)第 11 条(墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号)第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。)に基づき火葬等の費用に充てることができることを別添「手引き」により、改めて地方公共団体に周知しております。

貴協会におかれましても、加盟金融機関に対し、別添「手引き」の内容について、周知をお願いいたします。

一般社団法人全国地方銀行協会 御中

金融庁監督局銀行第二課

身寄りのない方の遺留金のうち、預貯金の取扱方法の明確化について

標記については、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和2年 12月18日閣議決定。以下「対応方針」という。)において、「市町村長(特別区 の長を含む。)が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務(墓地、 埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法11条から15条)に ついては、預貯金も遺留金銭に含まれることを明確化し、地方公共団体及び各金融 機関に令和2年度中に通知する。」とされたところです。

厚生労働省においては、今般、対応方針を踏まえ、亡くなられた身寄りのない方の預貯金についても、市町村長(特別区の長を含む。)が現金化し、行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治 32 年法律第 93 号)第 11 条(墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号)第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。)に基づき火葬等の費用に充てることができることを別添「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」により、改めて地方公共団体に周知しておりますので、貴協会におかれましても、各金融機関に対し、「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」の内容について、周知をお願いいたします。

一般社団法人全国労働金庫協会 御中

金融庁監督局銀行第二課協同組織金融室

身寄りのない方の遺留金のうち、預貯金の取扱方法の明確化について

標記については、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和2年12月18日閣議決定。以下「対応方針」という。)において、「市町村長(特別区の長を含む。)が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務(墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法11条から15条)については、預貯金も遺留金銭に含まれることを明確化し、地方公共団体及び各金融機関に令和2年度中に通知する。」とされたところです。

厚生労働省においては、今般、対応方針を踏まえ、亡くなられた身寄りのない方の預貯金についても、市町村長(特別区の長を含む。)が現金化し、行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治 32 年法律第 93 号)第 11 条(墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号)第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。)に基づき火葬等の費用に充てることができることを別添「手引き」により、改めて地方公共団体に周知しております。

貴協会におかれましても、加盟金融機関に対し、別添「手引き」の内容について、周知をお願いいたします。

一般社団法人第二地方銀行協会 御中

金融庁監督局銀行第二課

身寄りのない方の遺留金のうち、預貯金の取扱方法の明確化について

標記については、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和2年 12月18日閣議決定。以下「対応方針」という。)において、「市町村長(特別区 の長を含む。)が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務(墓地、 埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法11条から15条)に ついては、預貯金も遺留金銭に含まれることを明確化し、地方公共団体及び各金融 機関に令和2年度中に通知する。」とされたところです。

厚生労働省においては、今般、対応方針を踏まえ、亡くなられた身寄りのない方の預貯金についても、市町村長(特別区の長を含む。)が現金化し、行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治 32 年法律第 93 号)第 11 条(墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号)第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。)に基づき火葬等の費用に充てることができることを別添「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」により、改めて地方公共団体に周知しておりますので、貴協会におかれましても、各金融機関に対し、「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」の内容について、周知をお願いいたします。

株式会社商工組合中央金庫 御中

金融庁監督局銀行第二課協同組織金融室

身寄りのない方の遺留金のうち、預貯金の取扱方法の明確化について

標記については、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和2年 12月18日閣議決定。以下「対応方針」という。)において、「市町村長(特別区 の長を含む。)が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務(墓地、 埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法11条から15条)に ついては、預貯金も遺留金銭に含まれることを明確化し、地方公共団体及び各金融 機関に令和2年度中に通知する。」とされたところです。

厚生労働省においては、今般、対応方針を踏まえ、亡くなられた身寄りのない方の預貯金についても、市町村長(特別区の長を含む。)が現金化し、行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治 32 年法律第 93 号)第 11 条(墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号)第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。)に基づき火葬等の費用に充てることができることを別添「手引き」により、改めて地方公共団体に周知しております。

貴金庫におかれましても、別添「手引き」の内容について、ご承知いただきます ようお願いいたします。 農林中央金庫 御中

金融庁監督局銀行第二課協同組織金融室

身寄りのない方の遺留金のうち、預貯金の取扱方法の明確化について

標記については、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和2年12月18日閣議決定。以下「対応方針」という。)において、「市町村長(特別区の長を含む。)が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務(墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法11条から15条)については、預貯金も遺留金銭に含まれることを明確化し、地方公共団体及び各金融機関に令和2年度中に通知する。」とされたところです。

厚生労働省においては、今般、対応方針を踏まえ、亡くなられた身寄りのない方の預貯金についても、市町村長(特別区の長を含む。)が現金化し、行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治 32 年法律第 93 号)第 11 条(墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号)第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。)に基づき火葬等の費用に充てることができることを別添「手引き」により、改めて地方公共団体に周知しております。

貴金庫におかれましても、傘下金融機関に対し、別添「手引き」の内容について、 周知をお願いいたします。